

企業価値を高め 米沢の未来を共創する

貴社の社名やブランド名が、市民に愛される施設の「顔」になります。

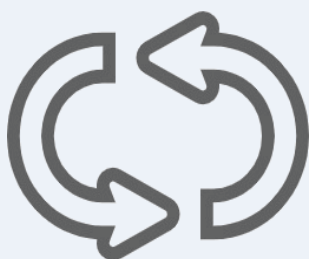
パートナー企業のメリット



公式PR効果：
市公式HPや広報などで愛称
を使用、ブランド認知度向上



社会貢献：
地域社会への貢献と企業イ
メージの向上



米沢市民と市のメリット



新たな財源の確保：
いただいた対価を施設の適
切な管理運営に活用



市民サービス向上：
持続的に良好な環境の提供



米沢総合公園

主な施設：サッカーフィールド、野球場、
屋内多目的運動場、プール、弓道場

年間利用者数※

約19.6万人 (令和7年度実績)

希望価格 300 万円以上/年
(税抜き金額)

契約期間：3年間



米沢市営体育館・武道館

主な施設：体育館
武道館(柔道・剣道・弓道)

年間利用者数

約7.0万人 (令和7年度実績)

希望価格 80 万円以上/年
(税抜き金額)

契約期間：3年間



松川公園

主な施設：市営陸上競技場
サブグラウンド

年間利用者数※

約3.6万人 (令和7年度実績)

希望価格 60 万円以上/年
(税抜き金額)

契約期間：3年間

公募スケジュール

1 公募期間

R8. 6.1~7.31

2 審査・決定

R8. 8~9

3 契約

R8. 9~10

4 愛称利用スタート

R9.4~

※公園内スポーツ施設の利用者数

まずはお気軽にお問い合わせください。米沢の未来を共に創りましょう。



詳しくは、市ホームページ
をご覧ください

【担当】米沢市 企画調整部 魅力推進課
miryoku-ka@city.yonezawa.lg.jp
0238-22-5111(内線2600)

公募施設と募集要項詳細

各公募施設の詳細や応募条件は、米沢市公式ホームページ掲載の募集要項にてご確認ください。

パートナー募集(募集要項詳細)



- 米沢総合公園
- 米沢市営体育館・武道館
- 松川公園

導入ガイドラインなど



米沢市ネーミングライツ運用の基本的な事項

※「米沢市ネーミングライツ導入ガイドライン」をもとに基本的な事項をまとめたものです。応募に際しては、米沢市公式ホームページで最新の「米沢市ネーミングライツ導入ガイドライン」全文をご確認のうえご応募ください。

○ネーミングライツの概要

ネーミングライツとは、契約により資産等の名称に企業名や商品名等を冠した愛称を付与する権利を認める代わりに、ネーミングライツを取得した企業等(以下「ネーミングライツ・パートナー」という。)から対価を得て、資産等の管理等に役立てるものです。

ネーミングライツ導入後、市はホームページや広報印刷物などにおいて愛称を使用することとしますが、条例等で定める資産等の正式な名称は変更しません。また、市民や利用者、興行の主催者等に対し、愛称の使用を義務付けるものではありません。

なお、ネーミングライツは、資産等に愛称を付与する権利であり、ネーミングライツ・パートナーが自由に看板や案内サイン等(以下「看板等」という。)の設置及び変更ができる権利ではありません。

○ネーミングライツ料の使途

納入されたネーミングライツ料は、原則として、当該施設のサービス向上のために必要な事業(維持・運営費等)に使用します。

○契約期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日までの3年間です。なお、契約期間満了時には、まず現パートナーとの継続実施を検討します。現パートナーとの継続実施を行わない場合に公募を行います。

○ネーミングライツ料の納入

ネーミングライツ料は、年度ごとに、当該年度の4月末までに納入していただきます。

○ネーミングライツ・パートナーの募集

・募集方法

募集は、原則公募とし、市公式ホームページ等に掲載することにより行います。

・費用負担

応募に要した経費は、すべて応募者の負担とします。

・募集要項等

募集する施設ごとに、応募に必要な事項を記載した募集要項を作成します。

・複数資産等への応募

一度に複数の資産等を募集した場合、応募者は最大2件の資産等に応募できます。この場合、応募者は希望する資産等に希望順位(第1希望、第2希望)を明示します。

○費用負担

ネーミングライツ料以外の市とネーミングライツ・パートナーの費用負担は、次によるものとします。

区分	米沢市	パートナー
応募に要する経費		○
愛称を用いた看板等の設置、変更及び維持管理		○
契約期間終了時(または契約解除時)の原状回復		○
市が作成する印刷物や市ウェブサイトの表示変更	○	
新設看板等に起因する第三者への損害賠償		○

○愛称の使用

愛称については、市が積極的に使用するとともに、関係機関への周知と使用を促します。ただし、市民、当該施設等の利用者、当該施設等において開催される興行の主催者等に対し、愛称の使用を義務付けるものではありません。

なお、市が発行する印刷物等については、残部数や切り替え時期などを考慮し、協議の上決定することとします。